

湖西市建設工事施工体制等点検要領

(目的)

第1条 この要領は、湖西市が発注する建設工事において、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第16条の規定による点検その他必要な措置を講ずるための必要な事項を定め、建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者の設置の状況その他の工事現場の施工体制の適正化に寄与することを目的とする。

(対象工事)

第2条 この要領の規定により施工体制の点検等を実施する建設工事は、予定価格が200万円を超えるものとする。

(点検を実施する職員)

第3条 この要領に基づく点検は、点検対象工事の総括監督員又は主任監督員が行うものとし、その補佐を担当監督員が担うものとする。

(主任技術者等通知書等の点検)

第4条 工事担当課は、受注者から湖西市建設工事執行規則（平成9年湖西市規則第24号）第23条に規定する主任技術者等通知書の提出（変更による提出を含む。）があった場合には、主任技術者等通知書等の点検簿（様式第1号）により、その内容を点検しなければならない。

2 工事担当課は、前項の点検結果を検査担当課に回付する主任技術者等通知書等に添付しなければならない。

3 検査担当課は、前項により点検結果の回付があったときは、その内容を確認し、必要と認められる場合にあっては、工事担当課にその対応を指示しなければならない。

(施工体制台帳の点検)

第5条 工事担当課は、受注者から公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条の規定により読み替えて適用される建設業法（昭和24年法律第100号）第24条の8第1項に規定する施工体制台帳（再下請通知書及び添付書類を含む。以下同じ。）の写しの提出（変更による提出を含む。）があった場合には、施工体制台帳等の点検簿（様式第2号）により、その内容を点検しなければならない。

2 工事担当課は、前項の点検結果を行ったときは、点検結果の写しを検査担当課に送付しなければならない。

3 検査担当課は、前項により点検結果の写しの送付があったときは、その内容を確認

し、必要と認められる場合にあっては、工事担当課にその対応を指示しなければならない。

(工事現場における施工体制等の点検)

第6条 工事担当課は、前条第1項の規定により施工体制台帳の点検を終えたとき(受注者が下請契約を締結しない場合にあっては、工事現場が稼動したとき)は、工事現場における施工体制等に関する点検を行わなければならない。

2 工事担当課は、前項の点検を行った後、少なくとも1か月に1回以上の頻度で、同様に点検を行わなければならない。ただし、工期が1か月に満たない場合にあっては、工期途中で1回は行わなければならない。

3 前2項の点検は、工事現場での施工体制等の点検簿(様式第3号)により、行わなければならない。ただし、初回の点検以外を行う場合にあっては、必要に応じて点検項目の一部を省略することができる。

4 第1項及び第2項の点検をするときは、あらかじめ受注者に対し、点検を行う旨を伝達してはならない。

5 工事担当課は、第1項又は第2項の点検を行ったときは、点検結果の写しを検査担当課に送付しなければならない。

6 検査担当課は、前項の規定による点検結果の写しの送付があったときは、その内容を確認し、必要と認められる場合にあっては、工事担当課にその対応を指示しなければならない。

(受注者による実質的な関与に関する点検)

第7条 工事担当課は、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、受注者による実質関与の点検簿(様式第4号)により、点検対象工事への受注者の実質的な関与の状況を点検しなければならない。この場合において、工事担当課は「一括下請負の禁止について」(平成28年10月14日付け国土建第276号)の内容を踏まえて、当該点検対象工事の特性により点検項目を変更することができる。

(1) 受注者が主たる部分の施工を下請負させている場合

(2) 特定建設業の許可を要する工事(一次下請契約金額の合計が5,000万円(建築一式工事にあつては8,000万円)以上)の場合

(3) 湖西市低入札取扱要領(平成14年湖西市告示第142号)第6条の規定により低入札価格調査の対象となった場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、工事担当課が受注者の実質的な関与の状況を点検する必要があると認める場合

2 工事担当課は、前項の点検を行ったときは、点検結果の写しを検査担当課に送付しなければならない。

- 3 検査担当課は、前項の規定による点検結果の写しの送付があったときは、その内容を確認し、必要と認められる場合にあつては、工事担当課にその対応を指示しなければならない。

(一次下請負人による実質的な関与に関する点検)

第8条 工事担当課は、次の各号のいずれかに該当する場合にあつては、一次下請負人による実質関与の点検簿（様式第5号）により、点検対象工事への一次下請負人の実質的な関与の状況を点検しなければならない。この場合において、工事担当課は前条第1項後段の規定と同様に、当該点検対象工事の特性により点検項目を変更することができる。

- (1) 一次下請負人の直接施工部分がなく、管理業務のみと思われる場合
 - (2) 一次下請負人と二次下請負人の工事内容が同一である場合
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、工事担当課が一次下請負人の実質的な関与の状況を点検する必要があると認める場合
- 2 工事担当課は、前項の点検を行ったときは、点検結果の写しを検査担当課に送付しなければならない。
 - 3 検査担当課は、前項の規定による点検結果の写しの送付があったときは、その内容を確認し、必要と認められる場合にあつては、工事担当課にその対応を指示しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

第9条 工事担当課は、第4条から第7条までに掲げる点検の結果、次の各号のいずれかに該当するときは、受注者に対して、湖西市建設工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第12条第1項の規定による請求をしなければならない。

- (1) 受注者による一括下請負の疑いのあるとき
 - (2) 受注者が指導を受けたにもかかわらず、施工体系図を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示しないとき（下請契約を締結していない場合を除く。）
 - (3) 受注者が指導を受けたにもかかわらず、施工体制台帳の写しを提出しないとき（下請契約を締結していない場合を除く。）
 - (4) 特定建設業の許可を要する工事（一次下請契約金額の合計が5,000万円（建築一式工事にあつては8,000万円）以上の場合）にもかかわらず、受注者が特定建設業の許可を有していないとき
 - (5) 受注者の現場代理人がその職務の執行につき著しく不相当と認められるとき
- 2 工事担当課は、第4条から第8条までに掲げる点検の結果、次の各号のいずれかに該当するときは、受注者に対して、契約約款第12条第2項の規定による請求をし

なければならない。

- (1) 監理技術者の配置を要する工事（一次下請契約金額の合計が 5,000 万円（建築一式工事にあつては 8,000 万円）以上の場合）にもかかわらず、受注者が監理技術者を配置しないとき
- (2) 受注者が配置した専任の主任技術者又は専任の監理技術者が、別の建設工事を管理したとき（建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 27 条第 2 項の規定による管理を除く。）
- (3) 受注者の主任技術者又は監理技術者がその職務の執行につき著しく不相当と認められるものがあるとき
- (4) 一次下請負人に一括下請負の疑いがあるとき
- (5) 建設業の許可を有しない者との 500 万円以上の下請契約をしたとき
- (6) 前各号に掲げるもののほか、受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるとき

3 前 2 項の請求は、工事関係者に関する措置請求書（様式第 6 号）により、行わなければならない。

4 第 1 項又は第 2 項の請求をする場合にあつては、湖西市専決規則（昭和 59 年湖西市規則第 9 号）別表第 1 の「1 庶務に関する事項」の表 5 の項中「重要なもの」に該当するものとして、副市長の決裁を受けなければならない。

5 工事担当課は、第 1 項又は第 2 項の請求をしたときは、その書面の写しを検査担当課に送付しなければならない。

6 工事担当課は、受注者から契約約款第 12 条第 3 項の規定により、湖西市建設工事執行規則第 25 条第 3 項に規定する工事関係者に関する措置結果通知書の提出があつたときは、その書面の写しを検査担当課に送付しなければならない。

（国土交通大臣又は都道府県知事への通知）

第 10 条 検査担当課は、第 9 条第 1 項第 1 号から第 4 号まで及び前条第 2 項第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する場合にあつては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 11 条の規定による通知を行わなければならない。

2 前項の通知を行う場合の手続については、前条第 4 項の規定を準用する。この場合において、同項中「副市長」とあるのは、「工事担当課の合議を受けた後、副市長」と読み替える。

附 則（平成 30 年 3 月 15 日制定）

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日改正）

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 4 日改正）

この要領は、公布の日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 19 日改正）

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

主任技術者等通知書等の点検簿

工事名			
契約番号		点検者氏名	点検日

点検項目	点検結果	備考
1. 主任技術者又は監理技術者の必要事項の記載等は適切か		
(1) 主任技術者、専任の主任技術者又は専任の監理技術者の記載欄は適切に使用されているか	<input type="checkbox"/> 使用されている <input type="checkbox"/> 使用されていない	主任技術者： 契約金額が4,500万円※1未満の場合 専任の主任技術者： 契約金額が4,500万円※1以上で、かつ下請金額の合計が5,000万円※2未満の場合 専任の監理技術者： 契約金額が4,500万円※1以上で、かつ下請金額の合計が5,000万円※2以上の場合 (※1 建築一式工事に限り、9,000万円) (※2 建築一式工事に限り、8,000万円)
(2) 主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有することの証明書の写し(監理技術者については監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写しに限る。)が添付されているか	<input type="checkbox"/> 添付有 <input type="checkbox"/> 添付無	建設業法第7条第2項(主任技術者) イ. 指定学科卒業+実務経験 ロ. 実務経験 ハ. 主任技術者になり得る国家資格等の保有 建設業法第15条第2項(監理技術者) イ. 監理技術者になり得る国家資格等の保有 ロ. 主任技術者資格+指導監督の実務経験 ハ. 大臣特別認定
(3) 3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあることの証明書の写しが添付されているか	<input type="checkbox"/> 添付有 <input type="checkbox"/> 添付無	健康保険被保険者証、住民税特別徴収税額通知書又は監理技術者資格者証の写し
(4) 契約担当課での制限付一般競争入札を経て契約した建設工事にあつては、入札手続中に審査を受けた技術者と同一人物であるか	<input type="checkbox"/> 同一人物 <input type="checkbox"/> 同一人物でない <input type="checkbox"/> 同一人物でないが、協議書に基づき交代承諾済	配置することを条件に入札しているため、審査を受けていない者の配置については、死亡、傷病、出産、育児、介護、退職等の真にやむを得ない事情がある場合を除き、認めないこと。
2. 現場代理人の必要事項の記載等は適切か		
(1) 3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあることの証明書の写しが添付されているか	<input type="checkbox"/> 添付有 <input type="checkbox"/> 添付無	健康保険被保険者証、住民税特別徴収税額通知書又は監理技術者資格者証の写し
(2) 契約担当課での制限付一般競争入札を経て契約した建設工事の場合には、入札手続中に審査を受けた現場代理人と同一人物であるか	<input type="checkbox"/> 同一人物 <input type="checkbox"/> 同一人物でない <input type="checkbox"/> 同一人物でないが、協議書に基づき交代承諾済	配置することを条件に入札しているため、審査を受けていない者の配置については、死亡、傷病、出産、育児、介護、退職等の真にやむを得ない事情がある場合を除き、認めないこと。
(3) 他の建設工事の現場代理人に従事している場合には、「現場代理人兼務届」の提出があるか	<input type="checkbox"/> 提出有 <input type="checkbox"/> 提出無 <input type="checkbox"/> 不要	湖西市建設工事現場代理人取扱要綱第7条(契約担当課から送付された資格審査調書の写しにより、従事状況を確認すること。)

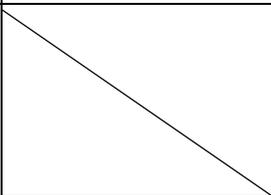
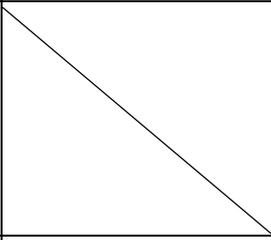
点検項目		点検結果	備考
	(4) 営業所専任技術者に該当する場合には、「営業所専任技術者の配置届」の提出があるか	<input type="checkbox"/> 提出有 <input type="checkbox"/> 提出無 <input type="checkbox"/> 不要	湖西市建設工事現場代理人取扱要綱第10条(契約担当課から送付された資格審査調書の写しにより、該当の有無を確認すること。)
	(5) 他の建設工事の職務(現場代理人を除く。)に従事している場合には、「現場代理人と他の工事における主任技術者等との兼務届」の提出があるか	<input type="checkbox"/> 提出有 <input type="checkbox"/> 提出無 <input type="checkbox"/> 不要	湖西市建設工事現場代理人取扱要綱第12条(契約担当課から送付された資格審査調書の写しにより、従事状況を確認すること。)
3-1. 専門技術者の配置が必要な状況か		<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	土木一式工事又は建築一式工事を受注した元請業者が、これらの一式工事の内容である他の専門工事を自ら施工する場合に配置が必要となる。
3-2. 専門技術者の必要事項の記載等は適切か			
	(1) 担当工事種類欄の記載状況	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	(2) 専門技術者となり得る資格を有することの証明書の写し	<input type="checkbox"/> 添付有 <input type="checkbox"/> 添付無	当該専門工事に係る主任技術者資格
	(3) 3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあることの証明書の写し	<input type="checkbox"/> 添付有 <input type="checkbox"/> 添付無	健康保険被保険者証、住民税特別徴収税額通知書又は監理技術者資格者証の写し
4-1. 品質証明員の配置が必要な状況か		<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	湖西市品質証明実施要領第2条(土木工事共通仕様書を適用する工事が対象)
4-2. 品質証明員通知書の記載状況		<input type="checkbox"/> 提出有 <input type="checkbox"/> 提出無	湖西市品質証明実施要領第3条第1項
	(1) 品質証明員となり得る資格を有することの証明書の写し	<input type="checkbox"/> 添付有 <input type="checkbox"/> 添付無	特記仕様書に記載した品質証明員の資格要件
	(2) 品質証明員となり得る現場経験を記載した経歴書	<input type="checkbox"/> 添付有 <input type="checkbox"/> 添付無	特記仕様書に記載した品質証明員の資格要件
	(3) 3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあることの証明書の写し	<input type="checkbox"/> 添付有 <input type="checkbox"/> 添付無	健康保険被保険者証、住民税特別徴収税額通知書又は監理技術者資格者証の写し
	(4) 契約担当課での制限付一般競争入札を経て契約した建設工事の場合には、入札手続中に審査を受けた品質証明員と同一人物であるか	<input type="checkbox"/> 同一人物 <input type="checkbox"/> 同一人物でない <input type="checkbox"/> 同一人物でないが、協議書に基づき交代承諾済	配置することを条件に入札しているため、審査を受けていない者の配置については、死亡、傷病、出産、育児、介護、退職等の真にやむを得ない事情がある場合を除き、認めないこと。
5. 主任技術者等通知書に記載された者の手持ち工事等の状況を確認できる資料の添付状況		<input type="checkbox"/> 添付有 <input type="checkbox"/> 添付無 <input type="checkbox"/> 不要(入札の時点で契約担当課が審査済)	随意契約や指名競争入札の場合には、特記仕様書で添付することを義務付けている。

※ 所属長からの供覧後、主任技術者等通知書に添付し、検査担当課に回付すること。(両面印刷)

施工体制台帳の点検簿

工事名					
契約番号		点検者氏名		点検日	

点検項目	点検結果	所見
1. 施工体系図が添付されているか ※随時更新	<input type="checkbox"/> 添付されている <input type="checkbox"/> 添付されていない	
2. 施工体制台帳に必要事項が記載されているか ※参考1を参照 (建設業法施行規則第 14 条の 2)	<input type="checkbox"/> 記載されている <input type="checkbox"/> 記載されていない	
3. 施工体制台帳の添付書類は揃っているか (建設業法施行規則第 14 条の 2 第 2 項)	/	
(1) 発注者と受注者の契約書の写し	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
(2) 受注者の技術者に関する添付書類	/	
① 主任技術者資格又は監理技術者資格を有することの証明書の写し	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
② 直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するものの写し	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
③ 専門技術者を置く場合には、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及び直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証するものの写し	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不要	
(3) 受注者と一次下請負人の契約書及び添付書類	/	
① 契約書の写し ※参考2を参照	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
② 契約約款の写し (特記仕様書で提出を義務付けている。)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
③ 契約数量の内訳の写し (特記仕様書で提出を義務付けている。)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
4. 再下請負通知書に必要事項が記載されているか ※参考3を参照。 ※二次だけでなく三次以下の下請負人の通知書を含む。 (建設業法施行規則第 14 条の 4)	<input type="checkbox"/> 記載されている <input type="checkbox"/> 記載されていない <input type="checkbox"/> 不要(再下請なし)	
5. 再下請負通知書の添付書類は揃っているか ※二次だけでなく三次以下の下請負人の通知書を含む。 (建設業法施行規則第 14 条の 4 第 3 項)	/	
(1) 契約書の写し ※参考2を参照	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
(2) 契約約款の写し (特記仕様書で提出を義務付けている。)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
(3) 契約数量の内訳の写し (特記仕様書で提出を義務付けている。)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
6. 健康保険等の加入状況欄が「未加入」の下請負人はいないか ※健康保険等とは、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。	<input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> いる	

点検項目	点検結果	所見
※「いない」は、全ての下請負人の健康保険等の加入状況欄が「加入」又は「適用除外」の場合に選択すること。 ※「いる」場合には、別に定める対応をすること。		
7. 相指名業者に該当する下請負人はいないか ※相指名業者とは、競争入札において入札書を提出した者（随意契約にあつては見積書を提出した者）をいう。 ※「いる」場合には、別に定める対応をすること。	<input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> いる	
8. 建設業許可を受けていない下請負人が500万円以上の金額で下請工事を請け負っていないか ※請け負った工事業種と建設業許可を受けている工事業種の不一致がないことを確認すること。 ※下請工事では異例であるが、建築一式工事に該当すれば1,500万円未満まで請け負うことができる。 ※「いる」場合には、別に定めるところにより対応。 (湖西市建設工事施工体制等点検要領第9条)	<input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> いる	
9. 受注者による実質的な関与に関する点検の必要性 ※「該当」が1つ以上ある場合には、点検が必要となる。 ※全てが「該当しない」の場合でも、必要が認められる場合には点検すること。 (湖西市建設工事施工体制等点検要領第7条)		
(1) 受注者が主たる部分の施工を下請負させている場合	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当しない	
(2) 特定建設業の許可を要する場合(一次下請契約金額の合計が5,000万円(建築一式工事にあつては8,000万円)以上の場合) ※特定建設業者には、一般建設業者よりも下請負人に対する指導等が求められている。 (建設業法第24条の6)	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当しない	
(3) 低入札価格調査対象工事の場合	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当しない	
10. 一次下請負人による実質的な関与に関する点検の必要性 ※「該当」が1つ以上ある場合には、点検が必要となる。 ※全てが「該当しない」の場合でも、必要が認められる場合には点検すること。 (湖西市建設工事施工体制等点検要領第8条)		
(1) 一次下請負人の直接施工部分がなく、管理業務のみと思われる場合	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当しない	
(2) 一次下請負人と二次下請負人の工事内容(契約内容)が同一である場合	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当しない	

※1 所属長からの供覧後、検査担当課に第1面及び第2面の写しを提出すること。(両面印刷)

※2 健康保険等に未加入の下請負人がいる場合にあつては、当該下請負人に係る部分の施工体制台帳の写しを契約担当課に提出すること。

※3 相指名業者に該当する下請負人がいる場合にあつては、当該下請負人に係る部分の施工体制台帳の写しを契約担当課に提出すること。

(参考1)施工体制台帳に必要な記載事項
(1) 作成建設業者が許可を受けた建設業の種類
(2) 建設工事の名称、内容及び工期
(3) 健康保険等の加入状況(建設業法施行規則第4条第1項第17号) <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による被保険者の資格取得の届出状況 ・厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による被保険者の資格取得の届出状況 ・雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による被保険者となったことの届出状況
(4) 発注者と請負契約を締結した年月日、当該発注者の商号、名称又は氏名及び住所並びに当該請負契約を締結した営業所の名称及び所在地
(5) 発注者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び権限、当該監督員の行為についての作成建設業者の発注者に対する意見の申出方法(またはその内容が記載された作成建設業者への通知書の写し)
(6) 主任技術者又は監理技術者の氏名、その者が有する主任技術者資格又は監理技術者資格及びその者が専任の主任技術者又は監理技術者であるか否かの別
(7) 作成建設業者が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び権限、当該現場代理人の行為についての発注者の作成建設業者に対する意見の申出方法(またはその内容が記載された発注者への通知書の写し)
(8) 主任技術者又は監理技術者以外に施工の技術上の管理をつかさどる者を置くときは、その者の氏名、管理をつかさどる工事内容及びその者が有する主任技術者資格
(9) 外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事の状況
(10) 下請負人の商号又は名称及び住所、許可番号及び請け負った建設工事に係る許可を受けた建設業の種類、健康保険等の加入状況
(11) 全ての下請負人の請け負った工事名称、内容及び工期
(12) 全ての下請負人が注文者と下請契約を締結した年月日
(13) 作成建設業者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び権限、当該監督員の行為についての下請負人の作成建設業者に対する意見の申出方法(またはその内容を記載した下請負人に対する通知書の写し)
(14) 下請負人が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び権限、当該現場代理人の行為について作成建設業者の下請負人に対する意見の申出方法(またはその内容を記載した作成建設業者への通知書の写し)
(15) 下請負人が置く主任技術者の氏名、その者の有する主任技術者資格及びその者が専任か否かの別
(16) 下請負人が、主任技術者以外に施工の技術上の管理をつかさどる者を置く場合は、当該者の氏名、その者がつかさどる工事の内容及びその者が有する主任技術者資格
(17) 1次下請負契約を締結した作成建設業者の営業所の名称及び所在地
(18) 下請負人における外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事の状況
(参考2)契約書に必要な記載事項
(1) 工事内容
(2) 請負代金の額
(3) 工事着手の時期及び工事完成の時期
(4) 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときはその支払の時期及び方法
(5) 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
(6) 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
(7) 価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
(8) 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め

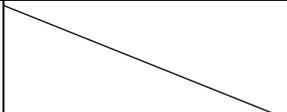
(9) 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
(10) 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
(11) 工事完成後における請負代金の支払いの時期及び方法
(12) 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
(13) 契約に関する紛争の解決方法
(参考3) 再下請通知書に必要な記載事項
(1) 下請負人の商号、名称、住所、許可番号
(2) 下請負人が注文者と締結した工事の名称、請負契約を締結した年月日、注文者の商号、名称
(3) 再下請負人の商号、名称、住所、許可番号及び請け負った建設工事に係る許可を受けた建設業の種類、健康保険等の加入状況
(4) 下請負人が再下請負人と締結した請負契約について
① 工事の名称、内容、工期
② 請負契約を締結した年月日
③ 下請負人が監督員を置く場合は、その者の氏名、権限、当該監督員の行為についての再下請負人の下請負人に対する意見の申出方法(またはその内容が記載された再下請負人への通知書の写し)
④ 再下請負人が現場代理人を置く場合は、その者の氏名、権限、当該現場代理人の行為についての再下請負人の再下請負人に対する意見の申出方法(またはその内容が記載された下請負人への通知書の写し)
⑤ 再下請負人の置く主任技術者の氏名、その者が有する主任技術者資格及びその者が専任か否かの別
⑥ 再下請負人が主任技術者に加えて専門技術者を置く場合は、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容、その者が有する主任技術者資格
⑦ 再下請負人における外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事の状況

工事現場での施工体制等の点検簿

工事名			
契約番号		点検者氏名	点検日

点検項目	点検結果	所見
1. 工事現場に掲示されている標識等の状況は適切か		
(1) 施工体系図の掲示状況	<input type="checkbox"/> 不要(下請なし)	
① 工事関係者が見やすい場所に掲示しているか (建設業法第 24 条の 7 第 4 項)	<input type="checkbox"/> 掲示有 <input type="checkbox"/> 掲示無	
② 公衆が見やすい場所(工事現場の道路に面した場所等)に掲示しているか ※ ①の条件を併せて満たす場所での掲示であれば、一箇所のみ掲示で可 (公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 15 条第 1 項)	<input type="checkbox"/> 掲示有 <input type="checkbox"/> 掲示無	
③ 下請の主任技術者のうち、専ら複数工種のマネージメントを行い元請の主任(監理)技術者に近い役割を担う技術者については、その旨を表示しているか (監理技術者制度運用マニュアルに基づき、特記仕様書で表示を義務付けている。)	<input type="checkbox"/> 表示している <input type="checkbox"/> 表示していない <input type="checkbox"/> 不要(元請の技術者に近い役割の技術者なし)	
(2) 建設業許可に関する標識の掲示状況		
① 公衆の見易い場所に掲示しているか (建設業法第 40 条)	<input type="checkbox"/> 掲示有 <input type="checkbox"/> 掲示無	
② 受注者の標識が掲示されているか(元請のみ) (建設業法第 40 条)	<input type="checkbox"/> 掲示有 <input type="checkbox"/> 掲示無	
③ 掲載内容に、「一般又は特定建設業の別」、「許可年月日、許可番号及び許可を受けた建設業」、「商号又は名称」、「代表者の氏名」、並びに、当該工事の「主任技術者又は監理技術者の氏名」が記載されているか (建設業法施行規則第 25 条、様式第 29 号)	<input type="checkbox"/> 記載有 <input type="checkbox"/> 記載無	
(3) 労災保険に関する掲示状況等 ※労災保険に関する法令のうち、労働者に関係のある規定の要旨、労災保険に係る保険関係成立の年月日及び労働保険番号(労働者災害補償保険法施行規則第 49 条)	<input type="checkbox"/> 工事関係者の見やすい場所に掲示 <input type="checkbox"/> 掲示等なし	
(4) 建設業退職金共済制度(建退共)導入事業者であることの掲示状況等	<input type="checkbox"/> 工事関係者の見やすい場所に掲示 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 不要(建退共適用除外の届出あり)	
(5) 緊急時連絡表 (国交省 土木工事安全施工技術指針 第 1 章第 4 節 5.3)	<input type="checkbox"/> 工事関係者の見やすい場所に掲示 <input type="checkbox"/> 掲示等なし	
(6) 建設副産物 再資源利用(促進)計画書 (建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 第 9 条第 4 項)	<input type="checkbox"/> 公衆の見やすい場所に掲示 <input type="checkbox"/> 掲示等なし	

点検項目	点検結果	所見
(7) 建設副産物 建設発生土 確認結果票 ※関係法令: 土壌汚染対策法、盛土規制法 (土木工事共通仕様書 第1編 1-1-18)	<input type="checkbox"/> 公衆の見やすい場所に掲示 <input type="checkbox"/> 掲示等なし	
(8) 下請契約をした場合に、工事関係者の見やすい場所に掲示が必要となる事項の状況	/	
① 下請負人が再下請を行う場合に再下請負通知書を元請負人に提出すべき旨の掲示を行っているか (建設業法施行規則第14条の3)	<input type="checkbox"/> 掲示有 <input type="checkbox"/> 掲示無 <input type="checkbox"/> 不要(下請なし)	
② 相指名業者による下請負が禁止されている旨の掲示を行っているか (特記仕様書で掲示を義務付けている。)	<input type="checkbox"/> 掲示有 <input type="checkbox"/> 掲示無 <input type="checkbox"/> 不要(下請なし、特命)	
(①・②に関する掲示の例) 作成日: 平成〇〇年〇〇月〇〇日 下請負人となった皆様へ 元請負人: 〇〇建設株式会社 今回、下請負人として貴社に施工を分担していただく建設工事については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第15条の規定により読み替えて適用される建設業法(昭和24年法律第100号)第24条の7の規定により、施工体制台帳を作成しなければならないこととされています。 この建設工事の下請負人(貴社)は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者(建設業の許可を受けていない者を含みます。)に請け負わせたときは、次のアからウまでを行っていただく必要があります。(ウについては、湖西市発注工事の独自項目です。) ア 建設業法第24条の7第2項の規定により、遅滞なく、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第14条の4第1項に規定する再下請負通知書を当社あてに次の場所まで提出しなければなりません。また、一度通知いただいた事項や書類に変更が生じたときも、変更の年月日を付記して遅滞なく同様の通知書を提出しなければなりません。 イ 貴社が他の者に工事を請け負わせた時は、その者に対してこの書面を複写し交付して、「さらに他の者に工事を請け負わせたときは、作成建設業者に対する再下請負通知書の提出と、その者に対するこの書面の写しの交付が必要である。」旨を伝えなければなりません。 ウ 貴社が他の者に工事を請け負わせた時は、その者に対し、「あらかじめ作成建設業者(元請負人)が発注者の承諾を得ない限りは、本工事の競争入札で入札をした者に工事を請け負わせることができない。」旨を伝えなければなりません。(該当者を確認されたい場合には、作成建設業者に問い合わせてください。) 作成建設業者の商号 : 〇〇建設株式会社(元請負人) 再下請負通知書の提出場所 : 工事現場内の現場事務所 又は 〇〇建設株式会社		
(9) 労働安全衛生法に基づく掲示の状況	/	
作業主任者の掲示状況 ※あらかじめ当該工事における作業主任者の要否を把握したうえで点検を行うこと。 (労働安全衛生法第14条、労働安全衛生法施行令第6条、労働安全衛生規則第18条)	<input type="checkbox"/> 工事関係者の見やすい場所に掲示 <input type="checkbox"/> 掲示なし <input type="checkbox"/> 関係なし(作業主任者を要しない)	
2. 工事現場での施工体制台帳の状況は適切か	/	
(1) 施工体制台帳は現場に備え置かれているか (建設業法第24条の7)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不要(下請なし)	

点検項目	点検結果	所見
(2) 現場に備え置かれている施工体制台帳の内容は、提出された施工体制台帳の写しの内容と一致するか (公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第2項)	<input type="checkbox"/> 一致 <input type="checkbox"/> 一致しない	
3. 工事現場での受注者の主任技術者等の配置は適切か		
(1) 主任技術者又は監理技術者の配置状況		
① 主任技術者又は監理技術者が現場にいるか ※不在の場合には、現場代理人に理由を確認すること。	<input type="checkbox"/> 在 <input type="checkbox"/> 不在	
② 主任技術者等通知書や施工体制台帳に記載された技術者と同一人物であるか	<input type="checkbox"/> 同一人物 <input type="checkbox"/> 同一人物でない	
③ 監理技術者の場合には、監理技術者資格者証を提示できるか (建設業法第26条第3項、第4項、第5項)	<input type="checkbox"/> 掲示できた <input type="checkbox"/> 掲示できなかった <input type="checkbox"/> 関係なし(監理技術者でない)	
④ 専任で配置しなければならない工事における主任技術者又は監理技術者の配置状況(契約金額が4,500万円以上(建築一式工事にあつては、9,000万円以上)の工事) ※不在の場合には、日報等で専任状況の確認を行い、疑義がある場合には、所在を確認して直ちに呼び出すこと。 ※専任の定義については、国土交通省土地・建設産業局建設業課長通知「主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について」(平成30年12月3日付け国土建第309号)を参照。	<input type="checkbox"/> 在 <input type="checkbox"/> 不在 <input type="checkbox"/> 関係なし(専任でない)	
⑤ 専任の主任技術者を配置している場合において、当該専任の主任技術者が「密接な関係があり、かつ同一の場所又は近接した場所で施工する別の工事」を管理しているか ※専任の監理技術者は適用できない。 (建設業法施行令第27条第2項)	<input type="checkbox"/> 管理している <input type="checkbox"/> 管理していない <input type="checkbox"/> 関係なし(専任でない)	
(2) 現場代理人の配置状況 ※主任技術者又は監理技術者が現場代理人を兼務している場合でも点検すること。		
① 現場代理人が現場にいるか ※施工中にもかかわらず不在の場合(③に該当する場合を除く。)は、所在を確認して直ちに呼び出し、又、日報等で常駐状況の確認を行うこと。 (湖西市建設工事請負契約約款第10条第3項)	<input type="checkbox"/> 在 <input type="checkbox"/> 不在	
② 主任技術者等通知書や施工体制台帳に記載された現場代理人と同一人物であるか	<input type="checkbox"/> 同一人物 <input type="checkbox"/> 同一人物でない	
③ 「営業所専任技術者を現場代理人として配置している工事」又は「他工事の職務に従事している者を現場代理人として配置している工事」において、現場代理人が不在の場合、「営業所専任技術者の配	<input type="checkbox"/> 在 <input type="checkbox"/> 不在 <input type="checkbox"/> 関係なし	

点検項目		点検結果	所見
	置届」、「現場代理人兼務届」若しくは「現場代理人と他の工事における主任技術者等との兼務届」に記載された『不在時の対応者』が現場にいるか (湖西市建設工事現場代理人取扱要綱第6条、第9条、第11条)		
	④ 現場代理人が工事現場を短期間離れる旨の届出又は連絡があった期間においては、「代理の現場代理人」が現場にいるか (湖西市建設工事現場代理人取扱要綱第5条)	<input type="checkbox"/> 在 <input type="checkbox"/> 不在 <input type="checkbox"/> 関係なし	
4. 工事現場での下請負人の状況は適切か			
	(1) 施工体制台帳又は再下請負通知書に記載のない下請負人が作業していないか ※ヘルメット等の外観や、口頭聞き取り等により確認すること。	<input type="checkbox"/> 作業していない <input type="checkbox"/> 作業している	
	(2) 下請負人の施工状況・内容が施工体制台帳又は再下請負通知書の内容と一致するか ※下請負人に対する聞き取りにより確認すること。	<input type="checkbox"/> 一致 <input type="checkbox"/> 一致しない	
	(3) 下請負人の下請金額が施工体制台帳又は再下請負通知書の内容と一致するか ※下請負人に対する聞き取りにより確認すること。	<input type="checkbox"/> 一致 <input type="checkbox"/> 一致しない	
	(4) 下請負人の主任技術者の配置状況		
	① 主任技術者が現場にいるか ※不在の場合には、受注者に理由を確認すること。	<input type="checkbox"/> 在 <input type="checkbox"/> 不在	
	② 施工体制台帳又は再下請負通知書に記載された主任技術者と同一人物か ※静岡県土木工事共通仕様書には、下請負人の主任技術者の名札着用義務も規定されている。 (静岡県土木工事共通仕様書 1-1-10)	<input type="checkbox"/> 同一人物 <input type="checkbox"/> 同一人物でない	
	③ 専任配置を要する下請工事における主任技術者の配置状況(下請金額が4,500万円以上(建築一式工事にあつては、9,000万円以上)の工事) ※不在の場合には、その理由によっては受注者に是正を求めること。	<input type="checkbox"/> 在 <input type="checkbox"/> 不在 <input type="checkbox"/> 関係なし(専任でない)	
	④ 下請負人の主任技術者のうち、専ら複数工種マネージメントを行い元請の主任(監理)技術者に近い役割を担っている技術者がいる場合には、本人にその自覚があるか	<input type="checkbox"/> 自覚している <input type="checkbox"/> 自覚なし <input type="checkbox"/> 関係なし(元請の技術者に近い技術者がいない工事)	
	⑤ 下請負人が専任の主任技術者を配置している場合において、当該専任の主任技術者が「密接な関係があり、かつ同一の場所又は近接した場所で施工する別の工事」を管理しているか (建設業法施行令第27条第2項)	<input type="checkbox"/> 管理している <input type="checkbox"/> 管理していない <input type="checkbox"/> 関係なし(専任でない)	

※1 点検項目1及び2については省略することができる。ただし、初めて行う点検項目、変更があった点検項目及び前回の点検において問題のあった点検項目については省略することができない。

※2 所属長からの供覧後、検査担当課に第1面から第4面までの写しを提出すること。(両面印刷)

(参考) 作業主任者を選任すべき作業と職務 (建設工事関連のみ)

作業主任名称	作業主任者を選任すべき作業
高圧室内作業主任者	高圧室内作業(大気圧を超える気圧下の作業室、シャフト内部の作業) ※高圧室内作業主任免許所有者から選任 (高気圧作業安全衛生規則第 10 条)
ガス溶接作業主任者	アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の作業 ※ガス溶接作業主任免許所有者から選任 (労働安全衛生規則第 314 条、315 条)
林業架線作業主任者	機械集材装置、運材索道の組立て・解体・変更・修理及び集材・運材作業 ※林業架線作業主任免許所有者から選任 (労働安全衛生規則第 513 条、514 条)
木材加工用機械作業主任者	木材加工用機械(携帯用を除く)を 5 台以上有する事業場において行う当該機械による作業 (労働安全衛生規則第 129 条、130 条)
コンクリート破砕器作業主任者	コンクリート破砕器を用いて行う破砕の作業 (労働安全衛生規則第 321 条の 3、321 条の 4)
地山の掘削作業主任者	掘削面の高さが 2m 以上となる地山の掘削の作業 (労働安全衛生規則第 359 条、第 360 条)
土止め支保工作業主任者	土止め支保工の切りばり、腹起こしの取付け、取り外しの作業 (労働安全衛生規則第 374 条、375 条)
ずい道等の掘削等作業主任者	ずい道等の掘削又はこれに伴うずり積み、ずい道支保工の組立て、ロックボルトの取付け、コンクリート等の吹付け作業 (労働安全衛生規則第 383 条の 2、第 383 条の 3)
ずい道等の覆工作業主任者	ずい道等の覆工の作業 (労働安全衛生規則第 383 条の 4、第 383 条の 5)
採石のための掘削作業主任者	掘削面の高さが 2m 以上となる岩石の採取のための掘削作業 (労働安全衛生規則第 403 条、第 404 条)
はい作業主任者	高さ 2m 以上のはいのはい付け、はい崩しの作業 (労働安全衛生規則第 428 条、第 429 条)
型枠支保工の組立て等作業主任者	型枠支保工の組立て、解体の作業 (労働安全衛生規則第 246 条、第 247 条)
足場の組立て等作業主任者	つり足場(ゴンドラのつり足場を除く。)、張出し足場又は高さが 5m 以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業 (労働安全衛生規則第 565 条、第 566 条)
建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者	建築物の骨組み又は塔で、金属製の部材より構成される(高さが 5m 以上に限る。)の組立て、解体又は変更の作業 (労働安全衛生規則第 517 条の 4、第 517 条の 5)
鋼橋架設等作業主任者	橋梁の上部構造であって、金属製の部材で構成されるもの(高さが 5m 以上又は当該上部構造のうち橋梁の支間 30m 以上である部分に限る。)の架設、解体又は変更の作業 (労働安全衛生規則第 517 条の 7、第 517 条の 8)
木造建造物の組立て等作業主任者	軒高 5m 以上の木造建造物の構造部材の組立て、又はこれに伴う屋根の下地若しくは外壁下地の取付けの作業 (労働安全衛生規則第 517 条の 12、第 517 条の 13)
コンクリート造の工作物の解体等作業主任者	コンクリート造の工作物(高さが 5m 以上であるものに限る。)の解体又は破壊の作業 (労働安全衛生規則第 517 条の 17、第 517 条の 18)
コンクリート橋架設等作業主任者	橋梁の上部構造であって、コンクリート造(高さが 5m 以上又は当該上部構造のうち橋梁の支間が 30m 以上ある部分に限る)の架設又は変更の作業 (労働安全衛生規則第 517 条の 22、第 517 条の 23)
特定化学物質作業主任者	労働安全衛生法施行令別表第 3 に掲げる特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業(試験研究のため取り扱う作業を除く。) (特定化学物質障害予防規則第 27 条、第 28 条)

鉛作業主任者	労働安全衛生法施行令別表第4第1号～第10号に掲げる鉛業務に係る作業 (鉛中毒予防規則第33条、第34条)
酸素欠乏危険作業主任者	労働安全衛生法施行令別表第6に掲げる酸素欠乏危険場所における作業 (酸素欠乏症等予防規則第11条)
有機溶剤作業主任者	屋内作業場、タンク、船倉、坑の内部その他厚生労働省令で定める場所で、労働安全衛生法施行令別表第6の2の有機溶剤を製造し又は取り扱う業務で、省令で定めるものに係る作業 (有機溶剤中毒予防規則第19条、第19条の2)
石綿作業主任者	石綿若しくは石綿を重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物を取り扱う作業、試験研究のため製造する作業 (石綿障害予防規則第19条、第20条)

※ ガス溶接作業主任者、高圧室内作業主任者、林業架線作業主任者については、別途免許規程有

受注者による実質関与の点検簿

工事名				
契約番号		点検者氏名		点検日
受注者名				
主な一次 下請負人				
判別方法	○:実施している、△:一部に不備がある、×:殆ど出来ていない、-:関係なし			

点検項目	判別	点検時の確認例
1. 発注者との協議状況 ※契約図書に基づく協議・報告、設計内容の確認や変更協議等の打合せを主体的に実施しているか。		<ul style="list-style-type: none"> 打合せ等にて、受注者の主任(監理)技術者が主体となって説明している場合「○」 受注者の主任(監理)技術者と下請負人(付帯工事を除く。)の主任技術者が分担して説明している場合「△」 下請負人(付帯工事を除く。)の主任技術者が主体となって説明している場合「×」
2. 住民への対応状況 ※工事施工に関する具体的内容の住民説明を行えているか。 ※住民等からの苦情等について、的確に対応できるか。		<ul style="list-style-type: none"> 地元説明会等で工事の質問に適切に回答した場合「○」 地元対応記録等が残されており、説明できた場合「○」 住民からの問合せ対応等が書面で確認できない場合「△」 記録等が書面で確認できず、対応又は対応が説明できない場合「×」 地元説明会等の開催及び住民対応を要しない場合「-」
3. 官公庁等への届出等の状況 ※労働安全衛生法、環境法令等に定められた官公庁への届出等を行っているか。 ※道路管理者、交通管理者等への申請や協議を実施しているか。	3.	<ul style="list-style-type: none"> 受注者から事前に届出内容の報告があった場合「○」(国土交通省公共建築標準仕様書 1.1.3) 許可書、承諾書等の写しの提示があった場合「○」(静岡県土木工事共通仕様書 1-1-35) 報告や提示がない場合「×」 届出を要しない場合「-」
4. 受注者による施工計画の作成状況	4.	(1)から(4)までに1つでも「△」があれば「△」とし、1つでも「×」があれば「×」とすること。
(1) 工事全体の施工計画書の内容把握		<ul style="list-style-type: none"> 工事着手の前に提出されており、記載内容を把握している場合「○」 工事着手の前に提出されていたが、記載内容を一部把握していない場合「△」 記載内容を把握していない場合「×」
(2) 設計図書の照査 ※静岡県土木工事共通仕様書を適用する工事のみを点検すること。 (静岡県土木工事共通仕様書 1-1-3)		<ul style="list-style-type: none"> 設計照査結果が書面で提出されている場合「○」 照査の結果、誤謬、脱漏、不一致が無い場合、書面提出がない場合「○」 照査は行ったが書面で確認できなかった場合「△」 書面が未提出で設計照査の結果を殆ど説明できない場合「×」 現在、照査中の場合は「-」
(3) 施工計画(工程計画、安全計画、品質計画等)の立案		<ul style="list-style-type: none"> 受注者の主任(監理)技術者が作成し、適切に説明している場合「○」 一部を下請負人が作成しており、説明が不十分な場合「△」 記載内容が説明できず、誰が作成したのか曖昧な場合「×」
(4) 一次下請負人が作成した工事関係書類(施工要領書、作業手順書等)の確認		<ul style="list-style-type: none"> 確認結果が書面で作成されている場合「○」 ヒアリングで確認していることが確認できた場合「△」 書面の作成がなく、確認結果が殆ど説明できない場合「×」 現在、確認中の場合は「-」

点検項目	判別	点検時の確認例
5. 受注者による工程管理の状況		4と同様に判別すること。
(1) 全体の進捗管理 ※工事全体を把握し、施工の手順・段取りを適切に指揮しているか。 ※工程変更を余儀なくされたとき、適切に対応しているか。 ※災害防止のための臨機の措置を実施しているか。		<ul style="list-style-type: none"> ・実施工程表が作成されており、履行報告が適切に提出されている場合「○」 ・実施工程表は作成されているが、工程の見直しがされていない場合「△」 ・実施工程表を確認できないが、履行報告が提出されている場合「△」 ・実施工程表が作成されておらず、履行報告も提出されていない場合「×」
(2) 下請負人の工程調整 ※工程会議等を開催しているか。		<ul style="list-style-type: none"> ・受注者からの提出資料で調整が確認できた場合「○」 ・ヒアリングで調整していることが確認できた場合「△」 ・確認できない場合「×」
6. 受注者による品質管理の状況		4と同様に判別すること。
(1) 品質確保の体制整備		<ul style="list-style-type: none"> ・施工計画書の品質管理担当者が実施している場合「○」 ・品質管理担当者以外の受注者職員が実施している場合「△」 ・下請負人と分担して実施している場合「△」 ・品質管理について受注者の説明が曖昧な場合「×」
(2) 検査・試験の実施		<ul style="list-style-type: none"> ・出来形や品質の測定表を受注者が主体的に作成していることが確認できる場合「○」 ・測定表を受注者と下請負人が共同で作成している場合「△」 ・受注者の測定表がなく、説明が曖昧で受注者による検査・試験の実施が確認できない場合「×」
(3) 不具合等の発生時の対応		<ul style="list-style-type: none"> ・規格値外の測定結果が発生した場合に、その改善策が検討されていない場合「×」
(4) 一次下請契約の完成検査の状況 (建設業法第 24 条の 4)		<ul style="list-style-type: none"> ・受注者が完成検査を実施した資料が確認できる場合「○」 ・受注者が完成検査を実施した資料の確認ができない場合「△」 ・受注者が完成検査を実施した資料が確認できず、説明が曖昧な場合「×」
7. 受注者による安全管理の状況		4と同様に判別すること。
(1) KY(危険予知)活動		<ul style="list-style-type: none"> ・KY日誌等に受注者の確認印がある場合「○」 ・KY日誌等に受注者の確認印がない場合「△」
(2) 安全巡視 ※毎作業日に少なくとも 1 回 (労働安全衛生規則第 637 条)		<ul style="list-style-type: none"> ・安全日誌等により、安全巡視の実施が確認できる場合「○」 ・安全日誌等による実施は確認できるが、安全巡視の実施者が確認できない場合「△」 ・安全日誌等はないが、安全巡視を実施している記録(メモ等)がある場合「△」
(3) 災害防止協議会 (労働安全衛生法第 30 条、労働安全衛生規則第 635 条)		<ul style="list-style-type: none"> ・災害防止協議会を設置し、開催している資料が確認できる場合「○」 ・災害防止協議会を設置しているが、開催していない場合「×」
(4) 新規入場者の教育		<ul style="list-style-type: none"> ・受注者が主体的に教育し、教育資料も確認できた場合「○」 ・受注者が主体的に教育したが、教育資料が確認できない場合「△」
(5) 作業主任者の把握		<ul style="list-style-type: none"> ・下請負人の作業主任者(技能講習修了者)の資格を確認した資料がある場合「○」 ・下請負人の作業主任者(技能講習修了者)の資格を把握していなかった場合「△」

点検項目	判別	点検時の確認例
8. 近隣工事との調整の状況		<ul style="list-style-type: none"> ・4と同様に判別すること。 ・近隣工事がない等、調整を要しない場合「ー」
(1) 調整状況		<ul style="list-style-type: none"> ・調整内容が書面で確認できた場合「○」 ・ヒアリングで調整内容が確認できた場合「△」 ・調整内容の説明が曖昧な場合「×」
(2) 工事関係者連絡会議 ※静岡県土木工事共通仕様書を適用する工事のみを点検すること。 (静岡県土木工事共通仕様書 1-1-26)		<ul style="list-style-type: none"> ・工事関係者連絡会議を設置している場合「○」 ・設置していない場合「×」
総合的な関与状況 ※1 から 8 までの全 8 項目の判別結果に応じて判定すること。		<p>ア. 全 8 項目が「○」又は「ー」の場合 受注者は、総合的な企画や調整を実施し、実質的に関与している。</p> <p>イ. 全 8 項目の中に「○」及び「△」又は「×」が混在する場合 受注者は、総合的な企画や調整を部分的に実施している。 (実質関与の不足している項目の是正を求める。)</p> <p>ウ. 全 8 項目が「△」、「×」又は「ー」の場合 受注者は、総合的な企画や調整等を実施していない。(受注者による一括下請負の疑いがあるものとして取扱う。)</p>

※1 この様式は、点検対象工事に適した形式に変更することができる。

※2 所属長からの供覧後、検査担当課に第 1 面から第 3 面までの写しを提出すること。(両面印刷)

※3 総合的な関与状況が「ウ」となった場合においては、受注者に対し、点検結果に異論がないことを協議書等により確認すること。

様式第5号(第8条関係)

一次下請負人による実質関与の点検簿

工事名				
契約番号		点検者氏名		点検日
受注者名				
一次下請負人				
主な二次下請負人				
判別方法	○:実施している、△:一部に不備がある、×:殆ど出来ていない、-:関係なし			

点検項目	判別	点検時の確認例
1. 一次下請負人の主任技術者の専任状況		<ul style="list-style-type: none"> ・工事現場に常駐していた場合「○」(不在があっても、受注者が承知していた場合は「○」) ・非専任の場合「-」
2. 受注者との協議状況 ※受注者に聞き取ること。		<ul style="list-style-type: none"> ・打合せ等にて、一次下請負人の主任技術者が主体となって受注者と協議している場合「○」 ・一次下請負人の主任技術者と二次下請負人が分担して受注者と協議している場合「△」 ・二次下請負人が受注者と協議している場合「×」
3. 施工計画の作成状況		(1)から(3)までに1つでも「△」があれば「△」とし、1つでも「×」があれば「×」とすること。
(1) 受注者の作成した施工計画書の確認		<ul style="list-style-type: none"> ・請け負った範囲に関する記載内容を把握していた場合「○」 ・請け負った範囲に関する記載内容が一部説明できない場合「△」 ・殆ど説明できない場合「×」
(2) 請け負った範囲に関する工事関係書類(施工要領書、作業手順書等)の作成 ※受注者に聞き取ること。		<ul style="list-style-type: none"> ・一次下請負人の作成書類が受注者に提出されていることが確認できた場合「○」 ・受注者への作成書類の提出は確認できるが、一次下請負人が作成したことが確認できなかった場合「△」 ・提出が確認できなかった場合「×」
(3) 二次下請負人が作成した工事関係書類(施工要領書、作業手順書等)の確認		<ul style="list-style-type: none"> ・確認結果が書面で作成されている場合「○」 ・一次下請負人が確認結果を説明できる場合「○」 ・書面の作成がなく、確認結果が殆ど説明できない場合「×」
4. 工程管理の状況		3と同様に判別すること。
(1) 請け負った範囲に関する進捗確認		<ul style="list-style-type: none"> ・書面により進捗確認の実施が確認できた場合「○」 ・ヒアリングで実施していることが確認できた場合「△」 ・確認できない場合「×」
(2) 受注者の開催する工程会議等への参加		<ul style="list-style-type: none"> ・受注者からの提出資料で一次下請負人が調整に参加していることが確認できる場合「○」 ・工程会議等の調整の場への参加が確認できない場合「×」 ・二次下請負人のみが参加している事がある場合「×」
5. 品質管理の状況		3と同様に判別すること。
(1) 請け負った範囲に関する立会確認		<ul style="list-style-type: none"> ・一次下請負人が確認した資料が確認できる場合「○」 ・一次下請負人が確認した資料の確認ができない場合「△」 ・資料が確認できず、説明が曖昧な場合「×」
(2) 受注者への施工報告		<ul style="list-style-type: none"> ・書面により施工状況が受注者に報告している場合「○」 ・ヒアリングで報告していることが確認できる場合「△」 ・書面の作成がなく、報告内容が殆ど説明できない場合「×」

点検項目	判別	点検時の確認例
6. 安全管理の状況		3と同様に判別すること。
(1) KY(危険予知)活動への参加		<ul style="list-style-type: none"> ・KY日誌等で一次下請負人の参加が確認できる場合「○」 ・確認できない場合「×」
(2) 災害防止協議会への参加		<ul style="list-style-type: none"> ・災害防止協議会への参加が確認できる場合「○」 ・確認できない場合「×」
(3) 安全巡視への協力 ※受注者に聞き取ること。		<ul style="list-style-type: none"> ・請け負った範囲に関し、受注者による安全巡視に同行していた場合「○」 ・安全巡視への協力が確認できない場合「×」
(4) 請け負った範囲に関する作業主任者の把握		<ul style="list-style-type: none"> ・再下請負人の作業主任者(技能講習修了者)の資格を確認した資料がある場合「○」 ・再下請負人の作業主任者(技能講習修了者)の資格を把握していなかった場合「△」
総合的な関与状況 ※1から6までの全6項目の判別結果に応じて判定すること。		<p>ア. 全6項目が「○」又は「－」の場合 一次下請負人は、実質的に関与している。</p> <p>イ. 全6項目の中に「○」及び「△」又は「×」が混在する場合 一次下請負人は、関与すべき事項の一部に関与していない。(実質関与の不足している項目の是正を求める。)</p> <p>ウ. 全6項目が「△」、「×」又は「－」の場合 受注者又は二次下請負人が一次下請負人の行うべきことを実施している。(一次下請負人による一括下請負の疑いがあるものとして取扱う。)</p>

※1 この様式は、点検対象工事に適した形式に変更することができる。

※2 所属長からの供覧後、検査担当課に第1面及び第2面の写しを提出すること。(両面印刷)

※3 総合的な関与状況が「ウ」となった場合においては、受注者に対し、点検結果に異論がないことを協議書等により確認すること。

様式第 6 号 (第 9 条関係)

第 年 月 日

(受注者)

様

(発注者)

湖西市長



(課 扱 い)

工事関係者に関する措置請求書

湖西市建設工事請負契約約款第 12 条第 項の規定により、下記のとおり工事関係者に関する措置を請求します。

つきましては、湖西市建設工事請負契約約款第 12 条第 3 項の規定により、この請求に係る措置の結果について、この請求を受理した日から 10 日以内に工事関係者に関する措置結果通知書 (湖西市建設工事執行規則様式第 17 号) を提出してください。(市ウェブサイトの様式を掲載しています。)

記

契 約 番 号	
工 事 名	
工事関係者	
請 求 理 由	

※1 湖西市建設工事施工体制等点検要領第 9 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに該当する場合には、工事関係者欄を受注者と記入すること。

※2 受注者に 2 部渡し、下表の受理確認欄への記入・押印を求めること。

受 理 確 認 欄	この請求を受理する。 年 月 日	(受注者) 所 在 地 : 商号又は名称 : 代表者職氏名 :
-----------	---------------------	--

※ 受注者は、速やかに受理確認欄に記入等をし、工事担当課に 1 部を返却すること。